

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2474、2496、2498)

平成 18 年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成 19 年 7 月

厚生労働省医薬食品局食品全部

平成 18 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成 18 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 185 万件、輸入重量で約 3,160 万トン（平成 18 年度速報値）でした。一方、農林水産省が作成した「平成 17 年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）とされています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、「平成 18 年度輸入食品監視指導計画」（以下「計画」という。）を食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施して策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて実施したところです。

厚生労働省では、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況について、翌年度の 6 月を目途に公表することとしており、今般、平成 18 年度の計画に基づく監視指導の実施結果の詳細をとりまとめましたので公表します。



厚生労働省ホームページで食品の 安全確保に向けた取り組みを公表中

- 食品安全情報
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>
- 輸入食品監視業務ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

1. 平成 18 年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第 23 条）をいう。

【目的】

国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 18 年度計画：124 食品群、約 7 万 8 千件）の実施
- 検査命令^{※2}（平成 19 年 3 月 31 日現在：全輸出国対象の 15 品目及び 30 カ国・1 地域対象の 163 品目）
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

⑤ 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

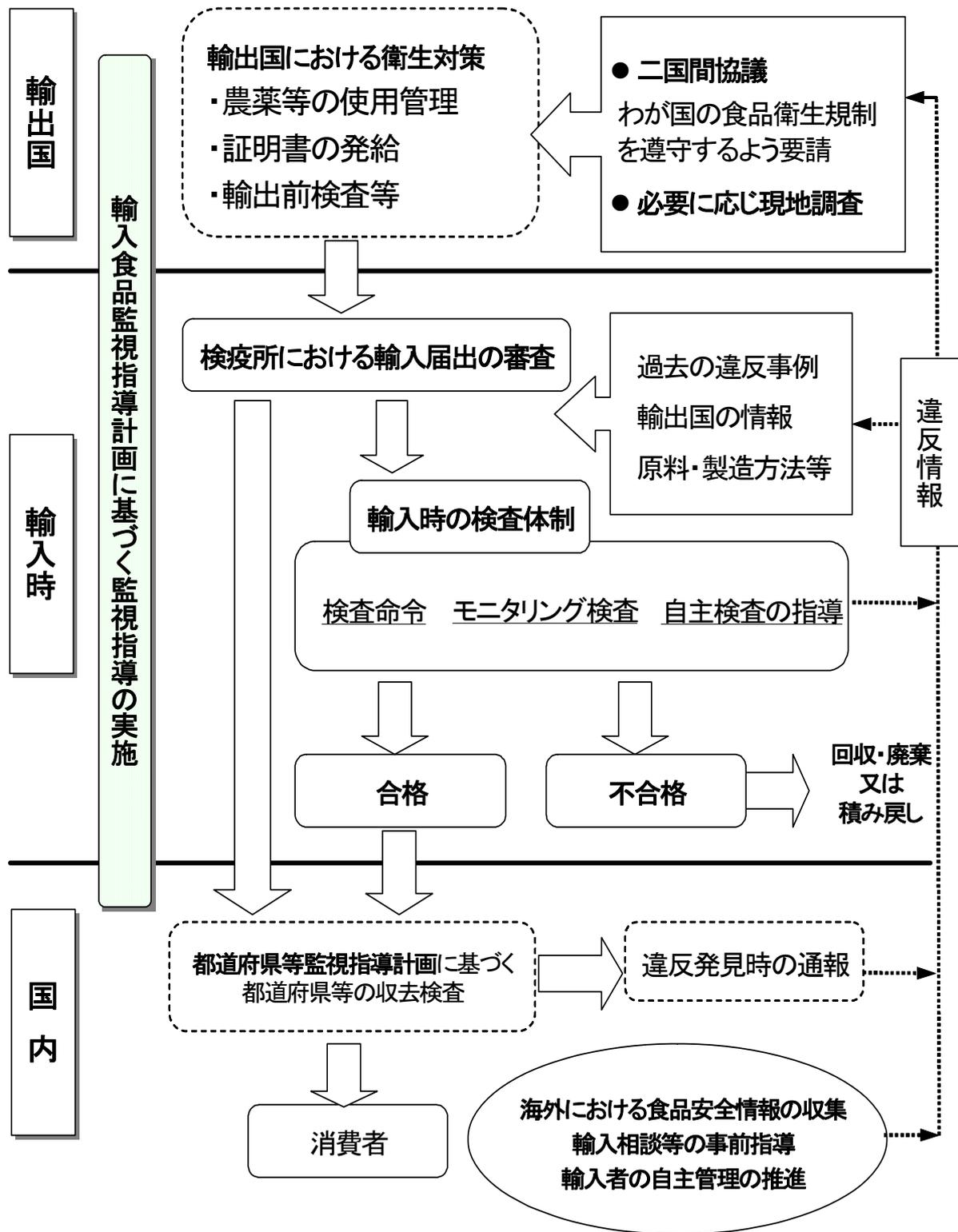
- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

輸入食品等の監視指導体制等の概要



検査命令：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

モニタリング検査：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

自主検査：初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために検疫所が指導して輸入者が行う検査

2. 平成 18 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産、製造、加工等から輸入後の国内販売までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的考え方にに基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を通じて、食品等の輸入時における監視指導を行うとともに、食品衛生上の問題発生時には、二国間協議、専門家の派遣等により、輸出国における衛生対策の推進を図った。また、輸入後の国内流通、販売段階において監視指導を行う都道府県等と違反発見時等における連携強化を図り、輸入者による回収等が迅速に行われるよう適切な措置を講じた。さらに、必要に応じて輸入時の検査強化を行った。

(1) 法第 27 条に基づく輸入届出時における法違反の有無の確認

法第 27 条の規定に基づく輸入届出等により、法第 11 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合性についての審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成 18 年度の届出・検査・違反状況（表 1）をみると、届出件数は約 185 万件であり、届出重量は速報値で約 3,156 万トンであった。これに対し、約 20 万件（11.0%）について検査を実施し、このうち 1,515 件を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の 0.1%に相当する。



(2) 法第 28 条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成 18 年度は約 78,000 件の検査を計画した。

また、ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、食品衛生監視員を 300 名から 314 名に増員するとともに、検査設備を増設した。更に、海外での農薬の使用状況等を踏まえ、検査項目については、残留農薬を 200 項目から 450 項目、残留動物用医薬品を 60 項目から 110 項目、畜水産食品の残留農薬を 3 項目から 60 項目として実施した。



平成18年度のモニタリング検査実施状況（表2）をみると、約78,000件の計画に対し、79,665件（実施率：約102%）を実施し、このうち360件を法違反として、回収等の措置を講じた。

このモニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応については、必要に応じて同検査率を強化（表3）し、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複数回の法違反が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品等については、輸入の都度検査を実施する検査命令（表4）の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令（表5）の対象として検査強化を図った。

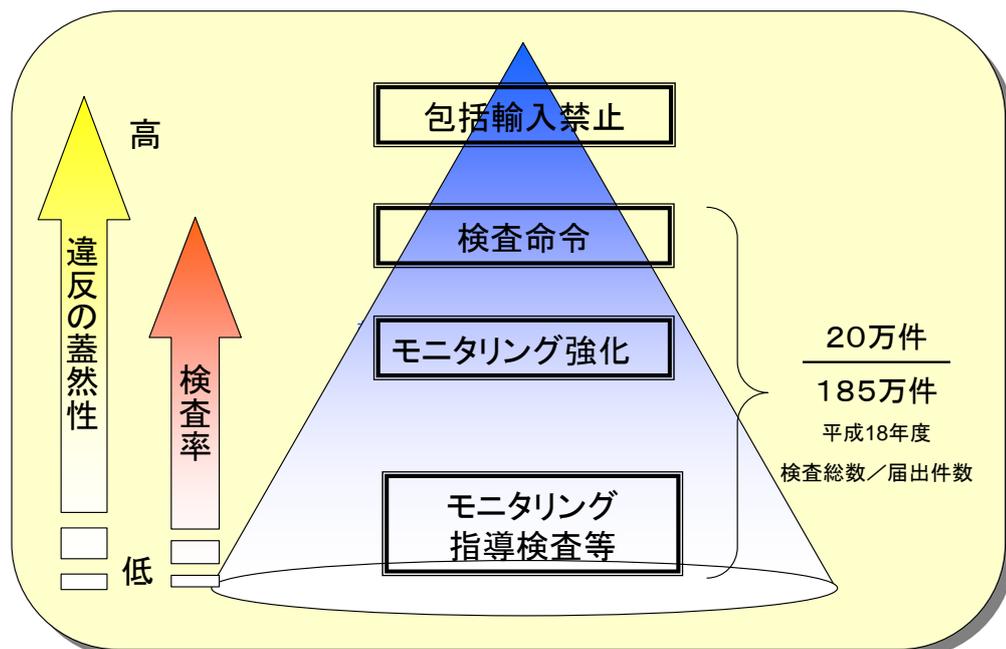


(3) 法第26条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第26条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成19年3月31日現在で、全輸出国対象の15品目及び30カ国・1地域対象の166品目を検査命令の対象としており、平成18年度の検査命令の実績（表6）をみると、100,108件の検査命令を実施し、このうち681件を法違反として、積み戻し又は廃棄の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況

モニタリング検査 79,665 件、検査命令 100,108 件を含め、違反事例を条文別（表 7）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 1,132 件（71.6%：違反延べ数（1,580 件）に対する割合）が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 268 件（17.0%）、指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の 156 件（9.9%）と続いている。

検査内容別の違反事例をみると、平成 15 年の食品衛生法改正に基づき、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという新しい制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が平成 18 年 5 月 29 日から施行されたことから、残留農薬に係る違反事例（表 8-①）が 455 件（28.8%：違反延べ件数（1,580 件）に対する割合）と最も多く、次いで冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例（表 8-②）297 件（18.8%）、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例（表 8-③）259 件（16.2%）、残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-④）246 件（15.6%）、有害・有毒物質に係る違反事例（表 8-⑤）242 件（15.3%）の順となっている。

残留農薬に係る違反事例（表 8-①）を国別にみると、中国が 173 件（38.0%：残留農薬に係る延べ違反件数（455 件）に対する割合）、次いでエクアドル 83 件（18.2%）、ガーナ 78 件（17.1%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、しょうがの BHC、ウーロン茶のトリアゾホス、にんにくの茎のピリメタニル、エクアドルでは、カカオ豆の 2,4-D、ガーナでは、カカオ豆のクロルピリホスなどの違反事例が上位を占めている。

微生物規格に係る国別の違反事例（表 8-②）を国別にみると、中国が 115 件（38.7%：微生物規格に係る延べ違反件数（297 件）に対する割合）、次いでタイ 62 件（20.9%）、ベトナム 42 件（14.1%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格（一般生菌数、大腸菌群、大腸菌）違反が上位を占めている。

添加物に係る国別の違反事例（表 8-③）を国別にみると、中国が 105 件（39.9%：添加物に係る延べ違反件数（263 件）に対する割合）、次いで米国 22 件（8.4%）、インド及びイタリア 15 件（5.7%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では乾燥野菜の二酸化硫黄の残留基準違反や漬け物や調味料等へのサイクラミン酸の使用、米国では飲料へのエステルガム使用、インドでは調味料への TBHQ 使用、イタリアではチーズへのソルビン酸カルシウム使用などの違反事例が上位を占めている。

残留動物用医薬品に係る違反事例（表 8-④）を国別にみると、ベトナムが 113 件（45.9%：残留動物用医薬品に係る違反事例（246 件）に対する割合）、次いで中国 67 件（27.2%）、インドネシア 33 件（13.4%）と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ベトナムでは、えび及

びいかのクロラムフェニコール、中国では、うなぎのロイコマラカイトグリーン、インドネシアではえびのA O Zなどの違反事例が上位を占めている。

有害・有毒物質に係る違反事例(表8-⑤)をみると、米国が152件(62.8%：カビ毒に係る延べ違反件数(242件)に対する割合)、次いで中国45件(18.6%)、タイ9件(3.7%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうろもこしのアフラトキシンの付着、中国では、落花生及びハトムギのアフラトキシンの付着、タイでは、ハトムギのアフラトキシンの付着などの違反事例が上位を占めている。

(5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成18年度においては、イタリア産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス汚染、米国産長粒種米への未承認遺伝子組換え米混入、中国産米及びその加工品への未承認遺伝子組換え米混入などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査(表9)を行った。

(6) 輸出国における衛生対策の推進

平成18年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。



また、残留農薬や牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の問題など、輸出国における生産段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査を行った(表10)。

特に、米国産牛肉については、平成18年1月20日のせき柱混入事例による輸入手続停止後、日米協議や消費者等との意見交換会開催等を経て、同年6月23日から7月24日にかけて対日輸出35施設の現地調査を実施し、同年7月27日、34施設について輸入手続を再開した(8月15日に1施設追加)。

(7) 法第8条及び第17条に基づく包括的輸入禁止規定

包括的輸入禁止措置については、「食品衛生法第8条第1項及び第17条第1項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成14年9月6日付け食発第0906001号別添)に基づき、直近60件の検査命令による違反率が一時的に5%を超えた7か国9品目について、輸出国政府に対し、衛生管理状況を確認するとともに、改めて改善対策を要請した。この結果、平成18年度においては、当該措置の発動対象となる品目はなかった。

(8) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、当該輸入食品等の生産・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するよう指導するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に各検疫所に相談するよう各検疫所の説明会等により周知を行った。

平成18年次の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入相談実績（表11）をみると、品目別に18,224件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は679件であった。

法に適合しない事例を条文別（表12）にみると、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第11条違反の369件（50.8%：違反延べ数（727件）に対する割合）が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第10条違反の343件（47.2%）と続いている。

また、国別にみると（表13）、米国が163件（24.0%：違反実数（679件）に対する割合）と最も多く、次いで中国73件（10.8%）、カナダ40件（5.9%）と続いている。品目別にみると、いずれの国も健康食品などの食品等への指定外添加物の使用が上位を占めている。



なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、サンプル品の輸入等により、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報をホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表した。

また、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において発見された違反輸入食品等（表14）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 18 年度:速報値)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,845,995	31,555 ^{※1}	203,001 (93,246) ^{※4}	11.0 ^{※3}	1,515 (681) ^{※4}	0.1 (0.7) ^{※4}
(前年度実績) 1,871,173	31,825	190,959	10.2	1,014	0.1

※1 輸入重量は、平成 19 年 1 月～3 月の計画輸入量を除く速報値

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値(再掲)

表2 モニタリング検査実施状況(平成18年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,850	2,386	4
	残留農薬	1,700	1,747	0
	添加物	-	20	0
	成分規格	650	602	0
	SRM除去	-	4,301	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	1,050	1,030	6
	残留農薬	-	6	0
	添加物	1,300	1,580	1
	成分規格	1,600	1,467	12
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	3,100	3,115	13
	残留農薬	850	1,762	7
	添加物	300	325	0
	成分規格	900	934	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗生物質等	4,150	4,421	17
	残留農薬	250	1,622	0
	添加物	2,250	3,698	1
	成分規格	6,050	5,670	43
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	650	108	0
	残留農薬	18,000	18,294	160
	添加物	600	677	0
	成分規格	750	1,159	0
	カビ毒	2,700	2,749	2
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	GMO	1,550	1,231	0
	抗生物質等	-	126	0
	残留農薬	4,800	4,511	46
	添加物	4,300	4,475	9
	成分規格	1,950	1,883	6
	カビ毒	2,300	1,753	2
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	GMO	150	241	15
	抗生物質等	150	33	0
	残留農薬	250	33	0
	添加物	2,950	2,761	6
	成分規格	1,250	1,013	4
	カビ毒	300	332	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	GMO	-	35	0
	残留農薬	300	165	0
	添加物	1,200	1,382	0
	成分規格	900	747	2
添加物 器具及び容器包装、おもちゃ	カビ毒	150	70	0
	添加物	-	1	1
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として4,500件を計上	成分規格	1,300	1,200	3
		78,000	79,665 実施率約102%	360

※1:検査項目の例

- ・抗生物質等:抗生物質、残留抗菌性物質等
- ・残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物:ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- ・成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品等

※2:抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したものの

表3 平成18年度にモニタリング検査を強化^{※1}した品目(平成19年3月31日現在^{※2})

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	あなご、しらうお	クロラムフェニコール
	いちご、はとむぎ、もち米の粉	メタミドホス
	菊の花、ほうれんそう	インドキサカルブ
	がざみ	ニトロフラン類(AOZ)
	米加工品	遺伝子組換え
	しいたけ ^{※4}	化学物質
	しめじ	クロルピリホス
	生食用ウニ ^{※3}	腸炎ビブリオ
	チンゲンサイ	インドキサカルブ BHC
	ねぎ	メタミドホス イソプロカルブ
	はちみつ	クロラムフェニコール ニトロフラン類(AHD)
	ピーマン	ピリメタニル
	未成熟いんげん	フェンプロパトリン イソプロカルブ
	未成熟えんどう	ジフェノコナゾール フェンプロパトリン パクロブトラゾール
	野菜、果実	重金属
	緑茶	トリアゾホス
ローヤルゼリー	テトラサイクリン オキシテトラサイクリン	
タイ	CASSOD TREE	トリアゾホス
	アカシア	イソプロチオラン
	赤とうがらし	トリアゾホス シペルメトリン
	オオバコエンドロ	シペルメトリン
	オクラ	インドキサカルブ EPN ジフルベンズロン ジノテフラン
	シカクマメ	フェンプロパトリン
	生食用えび ^{※3}	腸炎ビブリオ
	にがうり	クロルピリホス
	ニオイタコノキ	プロピコナゾール
	パパイヤ	アラクロール
	ミズオジギソウ	プロフェノホス
	韓国	生食用アカガイ、生食用タイラギガイ、 生食用ウニ ^{※3}
きんかん		インドキサカルブ EPN
にんにくの茎		ピリメタニル
メロン		クロルピリホス
レタス		テトラコナゾール
ローヤルゼリー		クロラムフェニコール

対象国・地域	対象食品	検査項目
ベトナム	イトヨリ加工品	クロラムフェニコール
	カシューナッツ	ペルメトリン
	パセリ	クロルピリホス
	ほうれんそう	ペルメトリン
イタリア	アーティチョーク	ジメトエート
	非加熱食肉製品(製造者限定) ^{※6}	リステリア菌
	ブロッコリーの種子	クロロネブ
インド	米	臭素
	粉鶏卵	ニトロフラン類(SEM)
	茶	キナルホス
台湾	えだまめ	オキシカルボキシ
	グアバの葉	フェンチオン フェンプロパトリン
	豆苗	フェンバレレート
米国	牛肉	残留物質
	レタス ^{※5}	ペルメトリン
	レモン(パッカー限定) ^{※6}	イマザリル
ベルギー	キャベツ、西洋わさび	ジフェノコナゾール
	だいこん類の根	ボスカリド
オーストラリア	そば	クロルピリホス ジメトエート
	レタス	プロピザミド
フィリピン	アスパラガス	プロフェノホス ジメトエート
	生食用ウニ ^{※3}	腸炎ビブリオ
フランス	ルッコラ	ビフェントリン
	セロリアック	ジフェノコナゾール
メキシコ	カカオ豆	バラチオンメチル
	まつたけ	アトラジン
インドネシア	ゆでだこ ^{※3}	腸炎ビブリオ
エクアドル	カカオ豆	マラチオン
チリ	レッドカラント	フルシラゾール
ニュージーランド	レモン	フルシラゾール チアクロプリド
ブラジル	いんげん豆	デルタメトリン及びトラロメトリン
ボリビア	ゴマの種子	イミダクロプリド
南アフリカ	グレープフルーツ	トリフルムロン
トルコ以外	ヘーゼルナッツ	アフラトキシン

※1 平成18年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の半数(50%)を対象に検査を実施した。ただし、検査強化後1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表6に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成18年6月～10月)。

※4 12月19日付けで解除

※5 12月28日付けで解除

※6 検査命令から移行

表 4 平成 18 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	ウーロン茶	トリアゾホス
	鰻	マラカイトグリーン ニトロフラン類 (AOZ)
	鰻(地域限定)	エンドスルファン
	大粒落花生	BHC アセトクロール
	きくらげ	ピフェントリン クロルピリホス
	しいたけ	フェンプロパトリン
	シソ	ヘキサフルムロン
	しょうが	BHC
	白きくらげ	メタミドホス
	そば	メタミドホス
	にんにくの茎	ピリメタニル
	ねぎ	テブフェンジド
	まつたけ	アセトクロール
	未成熟えんどう	ジメトモルフ イソプロチオラン フルシラゾール
	養殖フグ(業者限定)	ニトロフラン類 (AOZ)
台湾	ウーロン茶	プロモプロピレート
	マンゴー	シフルトリン シペルメトリン
	養殖鰻	ニトロフラン類 (AOZ、AMAZ)
	ローヤルゼリー	クロラムフェニコール
ベトナム	いか	クロラムフェニコール
	ほうれんそう	インドキサカルブ
	えび	ニトロフラン類 (AOZ) クロラムフェニコール
	養殖鰻	ニトロフラン類 (AOZ)
タイ	オオバコエンドロ	ジフェノコナゾール
	シカクマメ	EPN
	ミズオジギソウ	EPN
フィリピン	アスパラガス	ジフェノコナゾール
	マンゴー	シペルメトリン
インド	養殖エビ	ニトロフラン類 (AOZ)
インドネシア	養殖エビ	ニトロフラン類 (AOZ、AHD)
エクアドル	カカオ豆	2, 4-D シペルメトリン ジウロン
オーストラリア	菜種(輸出者限定)	フェニトロチオン
オランダ	セルリアック	ジフェノコナゾール
ガーナ	カカオ豆	クロルピリホス ピリミホスメチル エンドスルファン フェンバレレート
韓国	レタス	ジメトモルフ
パラグアイ	小粒落花生	シペルメトリン
フランス	うさぎ肉	スルファジメトキシ

表 5 平成 18 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
インドネシア	ターメリック	アフラトキシ
スペイン	食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
トルコ	ヘーゼルナッツ	アフラトキシ
ブラジル	とうもろこし	アフラトキシ
ベトナム	ゴマの種子	アフラトキシ

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 18 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (15品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	12,412	85
	筋子等	亜硝酸根等	464	3
	シアン含有豆類等	シアン化合物等	536	4
中国 (46品目)	そば	アフラトキシン	930	
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	5,041	9
	うなぎ、えび、はちみつ等	エンロフロキサシン、ストレプトマイシン、オキシテトラサイクリン等	16,493	40
	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、えだまめ、うなぎ(一部地域に限り)等)	フェンプロパトリン、デブフェノジド、クロルピリホス、エンドスルファン等	20,121	91
	うなぎ加工品	細菌数、大腸菌群	2,198	2
	全ての加工食品	サイクラミン酸	6,242	25
韓国 (18品目)	二枚貝	麻痺性貝毒	4,641	
	ひらめ	エンオロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	5	
	野菜、果実 (パプリカ、赤とうがらし、青とうがらし等)	エトプロフォス、クロルピリホス等	2,725	1
ベトナム (7品目)	ゴマの種子、もろこし	アフラトキシン	15	1
	えび、いか	クロラムフェニコール、AOZ	6,664	95
	ほうれんそう	インドキサカルブ	107	
	全ての加工食品	サイクラミン酸	109	
インドネシア (2品目)	ターメリック	アフラトキシン	27	
	えび	オキシテトラサイクリン、AOZ	5,962	30
台湾 (15品目)	野菜・果実・茶 (ウーロン茶、ほうれんそう、マンゴー等)	ブロモプロピレート、クロルピリホス、シフルトリン等	435	8
	うなぎ、ローヤルゼリー、スッポン	AOZ、エンロフロキサシン、クロラムフェニコール等	3,650	10
	全ての加工食品等	サイクラミン酸等	153	
タイ (23品目)	バジルシード	アフラトキシン	19	
	野菜、果実 (マンゴー、リーチライムリーフ、アカシア等)	クロルピリホス、パラチオンメチル、プロピコナゾール等	912	1
	えび	オキシソリニック酸	3,200	
米国 (11品目)	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,927	128
	ポップコーン、アーティチョーク、パセリ等	ピリミホスメチル、クロルピリホス、フェンバレレート等	437	4
その他(17カ国、42品目)			3,683	144
総計			100,108	681

表 7 条文別違反事例(平成 18 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	268	17.0	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、チーズ、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等 の制限)	1	0.1	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売 等の制限)	156	9.9	サイクラミン酸、スーダン I・IV、アゾルビン、TBHQ、ポリソルベート、ローダミンB、アルミノケイ酸ナトリウム、塩化メチレン、ナトリウムエトキシド、ケイ酸マグネシウム等の指定外添加物を使用したもの
第11条 (食品又は添加物 の基準及び規格)	1,132	71.6	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)
第18条 (器具又は容器包 装の基準及び規格)	19	1.2	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等につい ての準用規定)	4	0.2	乳幼児が口に接触するおもちゃから指定外着色料の検出
計	1,580(延数) 1,515(実数)		

表 8-① 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 18 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容		件数※
		新・従来基準	一律基準	
中国 (173)	しょうが	γ-BHC(リンデン)(1)	BHC(34)	35
	ウーロン茶	トリアゾホス(25)		25
	きくらげ	クロルピリホス(11)、ピフェントリン(7)		18
	にんにくの茎		ピリメタニル(15)	15
	大粒落花生		アセトクロル(9)、BHC(2)	11
	ねぎ	メタミドホス(1)	テブフェノジド(9)、イソプロカルブ(1)	11
	白きくらげ	メタミドホス(10)		10
	スナップエンドウ	シペルメトリン(1)	ジメトモルフ(2)、イソプロチオラン(2)、フルシラゾール(1)、ジフェノコナゾール(1)、フェンプロパトリン(1)	8
	うなぎ	エンドスルファン(7)		7
	しいたけ		フェンプロパトリン(5)	5
	未成熟サヤエンドウ	クロルピリホス(1)	フルシラゾール(3)	4
	しそ(大葉を含む)	ヘキサフルムロン(4)		4
	どじょう	エンドスルファン(3)		3
	そば	メタミドホス(2)		2
	未成熟いんげん		フェンプロパトリン(1)、イソプロカルブ(1)	2
	チンゲンサイ		インドキサカルブ(1)、BHC(1)	2
	まつたけ		アセトクロル(2)	2
	にんじん	メタミドホス(1)		1
	ほうれんそう		インドキサカルブ(1)	1
	ピーマン	ピリメタニル(1)		1
	もち米	メタミドホス(1)		1
海藻類		プロメトリン(1)	1	
菊の花	インドキサカルブ(1)		1	
しめじ	クロルピリホス(1)		1	
いちご	メタミドホス(1)		1	
ハトムギ	メタミドホス(1)		1	
エクアドル (83)	カカオ豆	シペルメトリン(2)、ジウロン(2)、マラチオン(1)	2, 4-D(78)	83
ガーナ (78)	カカオ豆	クロルピリホス(40)、ピリミホスメチル(29)、エンドスルファン(6)、	フェンバレレート(3)	78
台湾 (33)	マンゴー	シペルメトリン(13)、シフルトリン(4)		17
	茶	プロモプロピレート(10)		10
	グアバの葉		フェンプロパトリン(1)、フェンチオン(1)	2
	豆苗	フェンバレレート(1)		1
	ほうれんそう	クロルピリホス(1)		1
	うるち精米	メタミドホス(1)		1
	えだまめ		オキシカルボキシ(1)	1
タイ (24)	おくら	ジフルベンズロン(1)、	ジノテフラン(2)、インドキサカルブ(1)、EPN(1)	5
	オオバコエンドロ	シペルメトリン(1)	ジフェノコナゾール(4)	5
	ミズオジギソウ	プロフェノホス(1)、トリアゾホス(1)	EPN(2)、	4
	シカクマメ		EPN(2)、フェンプロパトリン(1)	3

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容		件数※
		新・従来基準	一律基準	
	赤とうがらし		トリアゾホス(1)、シベルメリン(1)	2
	CASSOD TREE LEAF	トリアゾホス(1)		1
	ニオイタコノキ	プロピコナゾール(1)		1
	にがうり	クロルピリホス(1)		1
	パパイヤ	アラクロール(1)		1
	アカシア		イソプロチオラン(1)	1
韓国	チシャ	ジメトモルフ(3)		3
	きんかん		インドキサカルブ(1)、EPN(1)	2
	青とうがらし	エトプロホス(1)		1
	にんにくの茎		ピリメタニル(1)	1
	メロン	クロルピリホス(1)		1
	レタス		テトラコナゾール(1)	1
オーストラリア	菜種		フェニトロチオン(6)	6
	そば	ジメトエート(1)、クロルピリホス(1)		2
	チシャ	プロピザミド(1)		1
パラグアイ	小粒落花生	シベルメリン(9)		9
フィリピン	グリーンアスパラガス	ジフェノコナゾール(2)、プロフェノホス(1)、ジメトエート(1)		4
	マンゴー	シベルメリン(2)		2
米国	ポップコーン	ピリミホスメチル(4)		4
	レタス	ペルメリン(1)		1
ベトナム	ほうれんそう	クロルピリホス(1)	インドキサカルブ(2)	3
	カシューナッツ	ペルメリン(1)		1
	パセリ	クロルピリホス(1)		1
ベルギー	大根の根		ボスカリド(1)	1
	キャベツ	ジフェノコナゾール(1)		1
	西洋わさび		ジフェノコナゾール(1)	1
インド	クミンシード	プロフェノホス(1)	IBP(イプロベンホス)(1)	2
	茶	キナルホス(1)		1
南アフリカ	グレープフルーツ	トリフルムロン(1)		1
イタリア	ブロッコリーの種子		クロロネブ(1)	1
	アーティチョーク	ジメトエート(1)		1
オランダ	セルリアック		ジフェノコナゾール(2)	2
フランス	ロケットサラダ	ビフェントリン(1)		1
	セルリアック		ジフェノコナゾール(1)	1
メキシコ	まつたけ	アトラジン(1)		1
	カカオ豆		パラチオンメチル(1)	1
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス(1)		1
ボリビア	ゴマ		イミダクロプリド(1)	1
香港	茶	トリアゾホス(1)		1
チリ	レッドカラント		フルシラゾール(1)	1
ニュージーランド	レモン		チアクロプリド(1)	1
ブラジル	いんげん豆	デルタメリン及びトラロメトリン(1)		1
総計				455

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-② 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 18 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
中国 (115)	冷凍食品(その他)	大腸菌群(10)、一般生菌数(6)、E. coli(5)	21
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(10)、一般生菌数(6)、E. coli(2)	18
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(5)、一般生菌数(5)、E. coli(2)	12
	食肉製品	E. coli(8)、大腸菌群(3)	11
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(6)、E. coli(2)、一般生菌数(2)	10
	冷凍食品(畜産食品)	E. coli(4)、一般生菌数(3)、大腸菌群(1)	8
	ゆでだこ	大腸菌群(4)、一般生菌数(3)	7
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物(6)	6
	冷凍食品(えび)	一般生菌数(3)、大腸菌群(2)、E. coli(1)	6
	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数(4)、大腸菌群(2)	6
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群(2)、一般生菌数(2)	4
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(2)	2
	魚肉ねり製品	大腸菌群(2)	2
	飲料	大腸菌群(1)	1
	冷凍食品(農産食品)	E. coli(1)	1
タイ (62)	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(6)、一般生菌数(4)、E. coli(3)	13
	冷凍食品(えび)	大腸菌群(6)、一般生菌数(6)、E. coli(1)	13
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(8)、一般生菌数(3)	11
	冷凍食品(果実)	一般生菌数(5)、大腸菌群(2)	7
	冷凍食品(畜産食品)	大腸菌群(4)、一般生菌数(2)	6
	魚肉ねり製品	大腸菌群(5)	5
	冷凍食品(その他)	E. coli(3)	3
	冷凍食品(野菜)	一般生菌数(1)、E. coli(1)	2
	食肉製品	E. coli(2)	2
ベトナム (42)	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(8)、E. coli(3)、一般生菌数(1)	12
	冷凍食品(えび)	E. coli(9)、大腸菌群(1)、一般生菌数(1)	11
	冷凍食品(いか)	大腸菌群(6)、一般生菌数(1)	7
	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数(2)、E. coli(2)	4
	魚肉ねり製品	大腸菌群(2)	2
	ゆでだこ	大腸菌群(1)、一般生菌数(1)	2
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群(1)、一般生菌数(1)	2
	冷凍食品(その他)	大腸菌群(1)	1
	冷凍食品(果実)	大腸菌群(1)	1
フィリピン (15)	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)、E. coli(1)、一般生菌数(1)	4
	冷凍食品(いか)	一般生菌数(2)、腸炎ビブリオ(1)、大腸菌群(1)	4
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数(1)、E. coli(1)	2
	冷凍食品(水産動物)	E. coli(1)	1
	魚肉ねり製品	大腸菌群(1)	1
	ゆでだこ	大腸菌群(1)	1
	飲料	大腸菌群(1)	1
	その他	一般生菌数(1)	1

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
韓国 (12)	冷凍食品(貝類)	腸炎ビブリオ(5)、E. coli(1)、大腸菌群(1)	7
	冷凍食品(水産動物)	一般生菌数(2)	2
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(1)	1
	飲料	一般生菌数(1)	1
	魚肉ねり製品	大腸菌群(1)	1
イタリア (10)	食肉製品	黄色ブドウ球菌(3)、リステリア菌(1)	4
	冷凍食品(その他)	大腸菌群(2)一般生菌数(1)	3
	チーズ	リステリア菌(3)	3
チリ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(5)、一般生菌数(2)	7
	冷凍食品(水産動物)	大腸菌群(2)	2
台湾	冷凍食品(魚類)	腸炎ビブリオ(1)、大腸菌群(1)	2
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(1)	1
	飲料	大腸菌群(1)	1
マレーシア	冷凍食品(農産食品)	E. coli(2)	2
	魚肉ねり製品	大腸菌群(1)	1
インドネシア	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)	2
	冷凍食品(えび)	E. coli(1)	1
米国	食肉製品	E. coli(2)	2
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(1)	1
ブラジル	冷凍食品(その他)	E. coli(1)	1
	飲料	大腸菌群(1)	1
アイルランド	冷凍食品(水産動物)	大腸菌群(1)、一般生菌数(1)	2
オーストラリア	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(1)、一般生菌数(1)	2
カナダ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(1)、一般生菌数(1)	2
ノルウェー	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)	2
ペルー	冷凍食品(野菜)	一般生菌数(1)、E. coli(1)	2
オーストリア	飲料	大腸菌群(1)	1
フランス	チーズ	リステリア菌(1)	1
スペイン	食肉製品	大腸菌群(1)	1
ベルギー	アイスクリーム類	大腸菌群(1)	1
バングラディッシュ	冷凍食品(その他)	一般生菌数(1)	1
オランダ	飲料	一般生菌数(1)	1
ドイツ	冷凍食品(農産食品)	E. coli(1)	1
合 計			297

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-③ 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 18 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
中国 (105)	冷凍食品(その他)	サイクラミン酸(22)	22
	その他	二酸化硫黄(10)、サイクラミン酸(3)、硫酸カルシウム(1)、シリコーン樹脂(1)	15
	菓子	アゾルピン(6)、サイクラミン酸(3)、TBHQ(2)、二酸化硫黄(1)、キノリンイエロー(1)、プロピオン酸(1)	14
	漬け物	サイクラミン酸(3)、安息香酸(2)、アセスルファミカリウム(1)、ソルビン酸(1)、ソルビン酸カリウム(1)	8
	冷凍食品(その他)	サイクラミン酸(5)、ポリソルベート(1)、ソルビン酸(1)	7
	乾燥野菜	二酸化硫黄(5)	5
	塩蔵野菜	二酸化硫黄(4)	4
	食肉製品	サイクラミン酸(3)、ソルビン酸(1)	4
	健康食品	二酸化硫黄(2)、サイクラミン酸(1)、パラオキシ安息香酸エチル(1)	4
	冷凍食品(野菜)	サイクラミン酸(2)、TBHQ(1)	3
	冷凍食品(魚類)	サイクラミン酸(3)	3
	冷凍食品(果実)	ポリソルベート(3)	3
	調味料	サイクラミン酸(2)、スーダンIV(1)	3
	シロップ漬け	二酸化硫黄(1)、サイクラミン酸(1)	2
	飲料	サイクラミン酸(2)	2
	器具等	ローダミンB(1)	1
	乾燥果実	二酸化硫黄(1)	1
	水産加工食品	TBHQ(1)	1
	冷凍食品(水産動物)	二酸化硫黄(1)	1
	冷凍食品(畜産食品)	サイクラミン酸(1)	1
冷凍食品(農産食品)	サイクラミン酸(1)	1	
米国 (22)	飲料	エステルガム(4)、ポリソルベート(1)、ソルビン酸(1)	6
	その他	アルミノケイ酸ナトリウム(3)、二酸化硫黄(1)、亜硝酸根(2)	6
	健康食品	ポリソルベート(2)、スクラロース(1)、パラオキシ安息香酸メチル(1)	4
	乾燥果実	二酸化硫黄(2)、ソルビン酸(2)	4
	冷凍食品(野菜)	TBHQ(1)	1
	調味料	ポリソルベート(1)	1
インド (15)	調味料	TBHQ(7)	7
	その他	TBHQ(3)、過酸化水素(1)、スーダンIV(1)	5
	漬け物	スーダンIII(1)、スーダンI(1)	2
	菓子	TBHQ(1)	1
イタリア (15)	チーズ	ソルビン酸カルシウム(6)	6
	漬け物	グルコン酸第一鉄(5)	5
	その他	ヨウ素化塩(1)、ソルビン酸(1)、亜硝酸根(1)	3
	調味料	ソルビン酸カルシウム(1)	1
タイ (10)	その他	二酸化硫黄(4)、TBHQ(2)、ポリソルベート(1)	7
	調味料	安息香酸(1)、サッカリンナトリウム(1)	2
	冷凍食品(水産動物)	アルミノケイ酸ナトリウム(1)	1
ベトナム (10)	水産加工食品	二酸化硫黄(2)、TBHQ(1)、サイクラミン酸(1)	4
	その他	食用赤色102号(1)、酸性タール色素(1)、食用黄色4号(1)	3
	調味料	安息香酸(2)	2
	飲料	二酸化硫黄(1)	1
韓国	漬け物	ソルビン酸(2)、ソルビン酸ナトリウム(1)、サッカリンナトリウム(1)	4

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
	調味料	ポリソルベート(2)	2
	その他	ポリソルベート(1)	1
	健康食品	安息香酸(1)	1
ベルギー	菓子	アゾルビン(6)、キノリンイエロー(1)	7
台湾	飲料	サイクラミン酸(3)	3
	食肉製品	TBHQ(1)	1
	その他	TBHQ(1)	1
	菓子	カンタキサンチン(1)	1
フランス	調味料	二酸化硫黄(2)	2
	冷凍食品(農産食品)	ポリソルベート(1)	1
	菓子	アゾルビン(1)	1
	乾燥果実	ソルビン酸(1)	1
	飲料	二酸化硫黄(1)	1
オランダ	菓子	アセスルファムカリウム(5)	5
	チーズ	銅クロロフィリンナトリウム(1)	1
フィリピン	乾燥果実	二酸化硫黄(2)、ソルビン酸(1)	3
	シロップ漬け	二酸化硫黄(1)、ソルビン酸(1)	2
スリランカ	菓子	酢酸トコフェロール(1)、アゾルビン(1)、その他の添加物(1)	3
	調味料	安息香酸ナトリウム(1)安息香酸(1)	2
香港	調味料	安息香酸(1)、アシッドファストレッド3G(1)、アゾルビン(1)	3
	その他	塩化メチレン(1)	1
オーストラリア	その他	二酸化硫黄(3)	3
	調味料	ポリソルベート(1)	1
ブラジル	菓子	TBHQ(2)	2
	冷凍食品(その他)	TBHQ(1)	1
	その他	二酸化硫黄(1)	1
ニュージーランド	アイスクリーム類	ファーストレッドE(1)、アゾルビン(1)、チョコレートブラウンHT(1)	3
	冷凍食品(その他)	TBHQ(1)	1
スペイン	漬け物	ソルビン酸カリウム(1)、グルコン酸第一鉄(1)、ソルビン酸(1)	3
イギリス	健康食品	その他の添加物(2)、ポリソルベート(1)	3
ペルー	菓子	TBHQ(3)	3
シンガポール	その他	TBHQ(2)	2
	飲料	ステアロイル乳酸ナトリウム(1)	1
カナダ	菓子	スーダンIV(1)、スーダンI(1)	2
	冷凍食品(その他)	ポリソルベート(1)	1
インドネシア	冷凍食品(いか)	過酸化水素(1)	1
	その他	水酸化カルシウム(1)	1
ドイツ	器具等	ローダミンB(1)	1
	飲料	二酸化硫黄(1)	1
テュニジア	その他	スーダンIV(1)、スーダンI(1)	2
アラブ首長国連邦	魚卵調整品	ホウ酸(1)	1
ミャンマー	その他	二酸化硫黄(1)	1
マレーシア	菓子	TBHQ(1)	1
オーストリア	飲料	アゾルビン(1)	1
デンマーク	魚卵調整品	亜硝酸根(1)	1
チェコ	菓子	その他の添加物(1)	1
総計			263

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8—④ 残留動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 18 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容		件数※
		新・従来基準	不検出基準	
ベトナム (113)	えび		クロラムフェニコール(46)、 AOZ(9)、セミカルバジド(1)	56
	いか		クロラムフェニコール(55)	55
	えび及びいか		クロラムフェニコール(1)	1
	いとより		クロラムフェニコール(1)	1
中国 (67)	うなぎ		ロイコマラカイトグリーン(19)、 AOZ(10)、セミカルバジド(7)、 マラカイトグリーン(2)	38
	えび	テトラサイクリン(1)、 オキシテトラサイクリン(1)	セミカルバジド(2)、AOZ(1)	5
	蜂の子加工品	テトラサイクリン(1)、 オキシテトラサイクリン(1)	セミカルバジド(1)	3
	花粉加工品	オキシテトラサイクリン(2)、 テトラサイクリン(1)		3
	ローヤルゼリー 加工品		クロラムフェニコール(3)	3
	はちみつ加工品		クロラムフェニコール(2)、 AHD(1)	3
	とらふぐ		セミカルバジド(2)、AOZ(1)	3
	しじみ	クロルテトラサイクリン(3)		3
	あなご		クロラムフェニコール(1)	1
	たら		セミカルバジド(1)	1
	しらうお		クロラムフェニコール(1)	1
	けつぎよ		ロイコマラカイトグリーン(1)	1
	がざみ		AOZ(1)	1
	いか		セミカルバジド(1)	1
	インドネシア (33)	えび	オキシテトラサイクリン(2)	AOZ(26)、セミカルバジド(3)、 AHD(2)
台湾 (14)	うなぎ		AOZ(9)、AMAZ(4)	13
	ローヤルゼリー 加工品		クロラムフェニコール(1)	1
インド	えび		AOZ(4)、セミカルバジド(1)	5
	卵加工品		セミカルバジド(2)、AOZ(1)	3
フランス	ウサギ肉	スルファジメトキシ(5)		5
米国	花粉加工品	オキシテトラサイクリン(3)		3
スペイン	花粉加工品	テトラサイクリン(1)、 オキシテトラサイクリン(1)		2
韓国	ローヤルゼリー 加工品		クロラムフェニコール(1)	1
総計				246

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑤ 有害・有毒物質の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 18 年度)

生産国 (違反件数合計)	品目分類	違反内容	件数※
米国 (152)	とうもろこし	アフラトキシン(128)	128
	落花生	アフラトキシン(9)	9
	アーモンド	アフラトキシン(8)	8
	いちじく	アフラトキシン(2)	2
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(2)	2
	くるみ	アフラトキシン(1)	1
	キャッサバ	シアン化合物(1)	1
	ナツメグ	アフラトキシン(1)	1
中国 (45)	落花生	アフラトキシン(18)	18
	ハトムギ	アフラトキシン(15)	15
	かき	下痢性貝毒(5)	5
	しじみ	下痢性貝毒(2)	2
	アーモンド	アフラトキシン(2)	2
	あかがい	麻ひ性貝毒(1)、下痢性貝毒(1)	2
	キャッサバ	シアン化合物(1)	1
タイ (9)	ハトムギ	アフラトキシン(3)	3
	キャッサバ	シアン化合物(2)	2
	落花生	アフラトキシン(2)	2
	とうがらし	アフラトキシン(1)	1
	その他	アフラトキシン(1)	1
スリランカ	とうがらし	アフラトキシン(4)	4
	スパイス	アフラトキシン(1)	1
	ナツメグ	アフラトキシン(1)	1
ベネズエラ	カカオ豆	アフラトキシン(6)	6
インド	とうがらし	アフラトキシン(3)	3
	ナツメグ	アフラトキシン(1)	1
	落花生	アフラトキシン(1)	1
ベトナム	とうがらし	アフラトキシン(1)	1
	ゴマ	アフラトキシン(1)	1
	ハトムギ	アフラトキシン(1)	1
	こうりゃん	アフラトキシン(1)	1
イタリア	その他	アフラトキシン(2)	2
		シアン化合物(1)	1
オーストラリア	落花生	アフラトキシン(1)	1
	とうもろこし	アフラトキシン(1)	1
南アフリカ	落花生	アフラトキシン(1)	1
ドイツ	飲料	メタノール(1)	1
トルコ	ヘーゼルナッツ	アフラトキシン(1)	1
パングラディッシュ	とうがらし	アフラトキシン(1)	1
フィリピン	キャッサバ	シアン化合物(1)	1
ブラジル	とうもろこし	アフラトキシン(1)	1
フランス	ナツメグ	アフラトキシン(1)	1
ベルギー	ナツメグ	アフラトキシン(1)	1
メキシコ	とうがらし	アフラトキシン(1)	1
インドネシア	ターメリック	アフラトキシン(1)	1
総計			242

※件数は、違反内容の延べ件数

表 9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 18 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
平成 18 年 5 月	中国	家畜、農産物及び魚介類 (窒素化合物による汚染のおそれ)	中国広東省吳川市の三叉江において窒素化合物汚染があったとされる情報を入手したことから、周辺を産地とするものについて、安全性が確認されるまで輸入しないよう輸入者を指導した。
平成 18 年 8 月	イタリア	ナチュラルチーズ (リステリア菌による汚染のおそれ)	EU 域内においてリステリア菌陽性と認められたイタリア産ナチュラルチーズと同一の製品が日本に輸出されたとの EU アラート通報に基づき、当該製品の追跡調査を行うとともに、当該製造者を輸入時に検査命令の対象とした。
平成 18 年 9 月	米国	ほうれんそう (病原性大腸菌 0-157 による汚染のおそれ)	米国内においてほうれんそうを原因食品とする食中毒が発生しているとの情報に基づき、輸入時監視を強化した。
平成 18 年 9 月	米国	長粒種米及びその加工品 (安全性未審査の遺伝子組換え米が混入するおそれ)	米国内で米国産長粒種米から安全性未審査の遺伝子組換え米(LLRICE601)が検出されたことから、検査体制を整備し、輸入時監視を実施した。また、既に輸入された米国産米(加工品を含む。)についても調査を実施し、LLRICE601 の混入していないことが確認されるまで当該品について販売を行わないよう指導した。
平成 18 年 9 月	中国	米加工品 (安全性未審査の遺伝子組換え米が混入するおそれ)	EU において中国産米加工品から遺伝子組換え米を検出したとの情報を得たことから、検査体制を整備し、輸入時監視を強化した。
平成 18 年 11 月	中国	アヒル卵 (スダン)	中国において飼料にスダンを混入させているとの情報に基づき、輸入時監視を強化した。
平成 18 年 11 月	中国	ターボット (ニトロフラン類残留のおそれ)	中国国内において販売されていたターボットからニトロフラン類が検出されたとの情報に基づき、輸入時監視を強化した。
平成 18 年 12 月	中国	ラード (不衛生な原材料を使用しているおそれ)	中国国内において、不衛生な原材料を使用したラードが販売されていたとの情報に基づき、輸入時監視を強化した。
平成 18 年 12 月	中国	唐麺 (ロンガリット)	中国国内において唐麺の製造時にロンガリットを使用しているとの情報に基づき、輸入時監視を強化した。
平成 19 年 1 月	フランス	豚肉 (旋毛虫症のおそれ)	フランスの一部の農場において旋毛虫症が発生しているとの情報に基づき、輸入時監視を強化した。
平成 19 年 2 月	米国	ピーナツバター (サルモネラ菌による汚染のおそれ)	米国においてピーナツバターを原因食品とするサルモネラ食中毒が発生したとの情報を得たことから、既に輸入された同一ブランドの製品について追跡調査を行うとともに、輸入時監視を強化した。

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 18 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査 実施年月
中国産未成熟えんどう (残留農薬)	平成 11 年 4 月から協議開始。平成 18 年 1 月、検査命令免除のため、優良企業の現地調査を実施。協議継続中。	平成 19 年 4 月
中国産鰻 (動物用医薬品、残留農薬)	平成 14 年 4 月から協議開始。協議継続中。	—
中国産冷凍ほうれんそう (クロルピリホス)	平成 14 年 7 月から協議開始。平成 16 年 6 月、一部の企業のみ輸入自粛解除。平成 17 年 8 月、輸入自粛解除対象企業を追加。	平成 19 年 4 月
米国産牛肉 (BSE)	平成 15 年 12 月から協議開始。平成 17 年 12 月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成 18 年 1 月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続を停止したが、平成 18 年 7 月手続再開。協議継続中。	平成 18 年 6～8 月 平成 18 年 11～12 月
タイ産マンゴー (プロピコナゾール)	平成 17 年 2 月から協議開始。平成 18 年 2 月、タイ政府が認める登録優良輸出企業については検査命令の対象から除外。	—
米国産とうもろこし (アフラトキシン)	平成 17 年 12 月から協議開始。協議継続中。	—
コロンビア産コーヒー豆(ジ クロルボス)	平成 15 年 9 月から協議開始。平成 16 年 11 月、検査結果証明書により検査命令解除。平成 18 年 5 月、コロンビア政府による再発防止対策及び輸入時検査の実績を踏まえ、検査命令解除。	—
ニュージーランド産グリーン アスパラガス (ジクロルボス)	平成 18 年 1 月から協議開始。平成 18 年 9 月、ニュージーランド政府により原因究明及び再発防止対策が講じられたことから一部の輸出業者について検査命令を解除。協議継続中。	—
韓国産パプリカ (クロルピリホス)	平成 18 年 2 月から協議開始。平成 18 年 6 月、韓国政府により管理された登録業者の検査命令を解除。協議継続中。	—
ベトナム産イカ、エビ (動物用医薬品)	平成 18 年 6 月から協議開始。同年 12 月、ベトナム政府より報告された原因究明について各検疫所あてに通知。平成 19 年 1 月、ベトナム政府より報告された再発防止対策について各検疫所あてに通知。協議継続中。	—
台湾産マンゴー (シフルトリン及びシペルメ トリン)	平成 18 年 7 月から協議開始。台湾行政院農業委員会により管理された輸出業者については検査命令を免除。協議継続中。	平成 19 年 3 月
インドネシア産エビ (動物用医薬品)	平成 18 年 9 月から協議開始。協議継続中。	—
米国産レモン (イマザリル)	平成 16 年 12 月から協議開始。平成 19 年 1 月、検査命令対象製造者の衛生管理の改善が米国政府より報告されたことから、検査命令を解除。	—
イタリア産非加熱食肉製品 (リステリア菌)	平成 17 年 3 月から協議開始。平成 19 年 2 月、検査命令対象製造者の衛生管理の改善がイタリア政府より報告されたことから、検査命令を解除。	—

表 11 年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年度	平成18年度
輸入相談実施件数	7,127	5,969	5,506	9,210	9,786
品目別輸入相談件数	12,716	13,185	11,023	18,408	18,224
品目別違反該当件数	542	515	468	691	679

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡の各検査所に設置

※平成17年度より年度集計

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 12 輸入相談における条文別違反該当件数(平成18年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売を禁止される食品及び添加物)	2	0.3	メタノールの過量検出、ふぐの切り身
第9条 (病肉等の販売等の制限)	11	1.5	処理等の同等性基準が未確認のため輸入不可
第10条 (添加物等の販売等の制限)	343	47.2	酢酸トコフェロール、ヨウ素化塩、ポリソルベート、キノリンイエロー、アゾルビン、TBHQ、ステアロイル乳酸ナトリウム、パテントブルー、酸化亜鉛、ラウリル硫酸ナトリウム、サイクラミン酸、ケイ酸アルミニウムカリウム等の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	369	50.8	製造・加工基準不適合 添加物の使用基準違反 ・対象外食品への使用・・・菓子へのソルビン酸の使用、健康食品へのヒドロ岸プロピルセルロースの使用等 ・過量使用・・・菓子に炭酸カルシウム使用等 ・過量残存・・・乾燥野菜に二酸化硫黄残存等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	2	0.3	飲食器具の規格基準違反
計	727(延数) 679(実数)		

表 13 輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数(平成 18 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数※
米国	健康食品	酢酸トコフェロール(19)、ヒドロキシプロピルメチルセルロース(12)、ステアリン酸マグネシウム(9)、リン酸カルシウム(5)、ビオチン(4)、ヨウ素化塩(4)、ビタミンE酢酸(3)、鉄キレート(3)、亜鉛キレート(3)、カルボキシメチルセルロース(2)、クロミウムキレート(2)、銅キレート(2)、セレンウムキレート(2)、パラアミノ安息香酸(2)、フィトナジオン(2)、モリブデンキレート(2)、マンガンキレート(2)、重酒石酸コリン(1)、メチルセルロース(1)、ポリニコチン酸クロム(1)、ポリソルベート(1)、フマル酸第一鉄(1)、セレンメチオニン(1)、ピリドキシンリン酸(1)、銅等キレート(1)、初乳の使用(1)、ピコリン酸亜鉛(1)、ピコリン酸クロム(1)、炭酸カルシウム(1)、パントテン酸カルシウム(1)、硫酸銅(1)、セレン酸ナトリウム(1)、初乳(1)、酒石酸モリブデン(1)、スクラロース(1)、コハク酸トコフェロールカルシウム(1)、コハク酸トコフェロール(1)、三酸化モリブデン(1)、クロスカルメロースナトリウム(1)、グルコン酸亜鉛(1)、グルコン酸マグネシウム(1)、グルコン酸カリウム(1)、クエン酸マンガン(1)、酸化亜鉛(1)、アセスルフアムカリウム(1)、メチルパラベン(1)	100
	菓子	ステアリン酸マグネシウム(6)、ポリエチレングリコール(4)、アセスルフアムカリウム(3)、リン酸ナトリウムアルミニウム(2)、TBHQ(1)、プロピオン酸カルシウム(1)、ソルビン酸(1)、ステアロイル乳酸ナトリウム(1)、炭酸カルシウム(1)、コハク酸トコフェロール(1)、酸化亜鉛(1)	22
	清涼飲料水	酢酸トコフェロール(5)、エステルガム(3)、ソルビン酸カリウム(2)、ポリニコチン酸クロム(2)、安息香酸カリウム(1)、グルコン酸銅(1)、グルコン酸亜鉛(1)	15
	調味料	ポリソルベート(3)、EDTA(2)、安息香酸ナトリウム(2)、ソルビン酸カリウム(2)	8
	乳製品	ソルビン酸(2)、安息香酸(2)、βアポカロテナール(1)、スクラロース(1)、アルミケイ酸ナトリウム(1)	7
	穀類加工品	ソルビン酸カリウム(2)、二酸化硫黄(2)、安息香酸ナトリウム(1)	5
	粉末清涼飲料	アルミケイ酸ナトリウム(1)、安息香酸(1)、ステアロイル乳酸ナトリウム(1)	2
	豆類加工品	ポリソルベート(1)、水酸化カリウム(1)	2
	添加物	TBHQ(1)	1
	食肉製品	アポカロテナール色素(1)	1
	中国	菓子	ステアリン酸マグネシウム(8)、サイクラミン酸(4)、TBHQ(3)、ソルビン酸(2)、2-メトキシ3-メチルピラジン(1)、イソパレルアルデヒド(1)、銅クロロフィリンNa(1)、L-システイン(1)
健康食品		ヒドロキシプロピルメチルセルロース(3)、ラウリル硫酸ナトリウム(3)、ソルビン酸(2)、製造基準不適合(放射線殺菌)(2)、水酸化バリウム(2)、ステアリン酸マグネシウム(1)、パラオキシ安息香酸メチル(1)、ソルビン酸カリウム(1)、安息香酸(1)	14
調味料		安息香酸ナトリウム(3)、アセスルフアムカリウム(2)、ラウリル硫酸ナトリウム(1)、パラアミノ安息香酸エチル(1)、トリエタノールアミン(1)、ソルビン酸カリウム(1)、エステルガム(1)	7
清涼飲料水		製造基準不適合(2)、サイクラミン酸(1)、酢酸トコフェロール(1)	4
果実加工品		サッカリンナトリウム(1)、二酸化硫黄(1)、安息香酸ナトリウム(1)、安息香酸(1)	4
添加物		指定が添加物(1)、成分規格不適合(1)、合成カフェイン(1)	3
茶の代用品		成分規格不適合(EPNの残留基準)(1)、成分規格不適合(イプロベンホスの残留基準)(1)、成分規格不適合(オクタクロロジプロピルエーテルの残留基準)(1)	3

生産国	品目	違反該当内容	件数※
	魚類加工品	二酸化硫黄(1)、未処理のままか、単に内臓のみを全て除去したものに限る(1)、	2
	外ヱカ加工品	デヒドロ酢酸(2)	2
	野菜加工品	二酸化イオウ(1)、放射線殺菌(1)	2
	漬け物	ソルビン酸(1)、ポリソルベート(1)	2
	果実酒	サイクラミン酸(2)	2
	かしわの葉	銅クロロフィルナトリウム(1)	1
	容器包装詰加圧加熱食品	硫酸アルミニウム(1)	1
	海草調整品	二酸化硫黄(1)	1
	冷凍食品	亜硝酸ナトリウム(1)	1
	種実加工品	サイクラミン酸(1)	1
	水産動物類加工品	グリチルリチン酸二ナトリウム(1)	1
	豆類加工品	安息香酸(1)	1
カナダ	健康食品	ヨウ素化塩(9)、グルコン酸亜鉛(8)、スクラロース(8)、酢酸トコフェロール(2)、クエン酸マグネシウム(1)、マンガンキレート(1)、ポリソルベート(1)、ヘスペリジンビオフラボノイド(1)、パラアミノ安息香酸(1)、セレンウムキレート(1)、亜鉛キレート(1)、クロミウムキレート(1)、銅キレート(1)	36
	冷凍食品	ポリソルベート(2)	2
	菓子	ソルビン酸カリウム(1)	1
	清涼飲料水	スクラロース(1)、安息香酸カリウム(1)	1
韓国	健康食品	炭酸カルシウム(3)、スクラロース(2)、酢酸トコフェロール(2)、酸化亜鉛(2)、L-システイン(1)、安息香酸ナトリウム(1)、ヒアルuronidase(1)、ステアリン酸マグネシウム(1)、初乳の使用(1)、クロラムフェニコール(1)、グルコン酸鉄(1)、グルコン酸第一鉄(1)	14
	調味料	ケイ酸アルミニウムナトリウム(2)、ポリソルベート(2)、L-システイン塩酸塩(1)、ソルビン酸カリウム(1)、ソルビン酸(1)、プロピレングリコール(1)、カルボキシメチルセルロース(1)、カルボキシメチルセルロース(1)	9
	清涼飲料水	ケイ酸アルミニウムナトリウム(2)、製造基準不適合(1)、水酸化マグネシウム(1)、ポリソルベート(1)	5
	菓子	プロピレングリコール(1)、ポリソルベート(1)	2
	ナムル	ソルビン酸(1)	1
	水産動物加工品	ソルビン酸(1)	1
	穀類加工品	酸化亜鉛(1)	1
	野菜加工品	安息香酸(1)	1
	茶の代用品	ケイ酸アルミニウムナトリウム(1)	1
イタリア	菓子	アズルピン(3)、ソルビン酸(3)、銅クロロフィル(2)、パテントブルー(1)、メタノール(1)、ステアリン酸マグネシウム(1)、キノリンイエロー(1)	12
	果実加工品	ソルビン酸カリウム(4)、ソルビン酸(2)、二酸化硫黄(1)	7
	食肉製品	製造基準不適合(4)、亜硝酸カリウム(3)	7
	容器包装	成分規格不適合(2)	2
	冷凍食品	ナタマイシン(2)	2
	かしわの葉	炭酸水素マグネシウム(1)	1
	健康食品	ヒドロキシプロピルメチルセルロース(1)	1

生産国	品目	違反該当内容	件数※
	種実加工品	パテントブルー(1)	1
	乳製品	ソルビン酸(1)	1
ペルー	粉末清涼飲料	没食子酸ドデシル(4)、炭酸カルシウム(4)、リン酸カルシウム(4)、サッカリン(4)、グルコン鉄(4)、	20
	菓子	ステアロイル乳酸ナトリウム(1)、ソルビン酸カリウム(1)、ソルビン酸(1)	3
	清涼飲料水	レッド2G(1)、製造基準中不適合(殺菌条件)(1)	2
	調味料	ポリソルベート(1)、安息香酸(1)	2
	茶の代用品	二酸化塩素(2)	2
	野菜加工品	二酸化硫黄(1)	1
フランス	菓子	アゾルビン(4)、三二酸化鉄(2)、ポリソルベート(2)、パテントブルー(2)、ソルビン酸(2)、キノリンイエロー(2)	12
	調味料	エステルガム(8)、βアポカロテナル(1)、キノリンイエロー(1)、パテントブルー(1)	10
	健康食品	パテントブルー(2)、ポリソルベート(2)、黒色酸化鉄(2)、赤食酸化鉄(1)、架橋カルボキシメチルセルロース(1)、水酸化カルシウム(1)	3
	果実加工品	アゾルビン(1)	1
	清涼飲料水	安息香酸(1)、	1
	粉末清涼飲料	水酸化カルシウム(1)	1
	果実酒	メタ酒石酸(1)	1
ブラジル	調味料	ソルビン酸カリウム(3)、BHA(2)、BHT(2)、安息香酸ナトリウム(1)、EDTA(1)、ソルビン酸(1)	9
	調整粉類	リン酸ナトリウムアルミニウム(4)	4
	果実加工品	ソルビン酸(2)、安息香酸(1)	3
	菓子	TBHQ(1)、安息香酸(1)、ソルビン酸(1)	3
	野菜加工品	TBHQ(1)、二酸化硫黄(1)、安息香酸(1)	3
	糖類	サイクラミン酸ナトリウム(1)、パラオキシ安息香酸メチル(1)	1
	清涼飲料水	ソルビン酸(1)	1
	健康食品	L-アルギン酸塩酸塩(1)	1
	粉末清涼飲料	安息香酸(1)	1
タイ	菓子	アゾルビン(2)、二酸化硫黄(2)、TBHQ(1)、イソパレルアルデヒド(1)、アルミケイ酸ナトリウム(1)、キノリンイエロー(1)、アスパルテム・アセスルファミン塩(1)	11
	果実加工品	プロフェノホス(1)、二酸化硫黄(1)、過酸化水素(1)	3
	健康食品	コリン(3)、コハク酸トコフェロール(1)	3
	清涼飲料水	製造基準不適合(殺菌条件)(2)、製造基準不適合(殺菌条件)(1)	3
	調味料	ソルビン酸カリウム(2)	2
	冷凍食品	成分規格不適合(2)	2
	魚類加工品	ヨウ素化塩(1)	1
	海藻類加工品	ソルビン酸カリウム(1)	1
ドイツ	健康食品	アセスルファミンカリウム(3)、酢酸トコフェロール(3)、乳酸カルシウム(2)、炭酸カルシウム(2)、塩化クロム(2)、クエン酸マグネシウム(2)、アセレン酸ナトリウム(2)	16
	調味料	ヨウ素化塩(3)、ソルビン酸カリウム(1)	4
	菓子	三二酸化鉄(1)	1
	食肉製品	製造基準不適合(1)	1
	清涼飲料水	ジメチルジカーボネート(1)	1

生産国	品目	違反該当内容	件数※
オーストラリア	菓子	スクラロース(7)、TBHQ(1)	8
	調整粉類	TBHQ(5)、ステアロイル乳酸ナトリウム(5)	5
	健康食品	ラウリル硫酸ナトリウム(1)、炭酸カルシウム(1)、リン酸一水素カルシウム(1)	2
	調味料	過酢酸(2)	2
	果実加工品	二酸化イオウ(1)	1
	食肉	亜硝酸ナトリウム(1)	1
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(1)	1
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	EDTA2ナトリウム(1)	1
	果実酒	硫酸銅(1)	1
インド	健康食品	ヒドロキシプロピルメチルセルロース(12)、ラウリル硫酸ナトリウム(2)、ステアリン酸マグネシウム(1)	15
	野草加工品	ソルビン酸カリウム(1)、安息香酸ナトリウム(1)	2
	添加物	化学的合成反応により製造されているため許可外添加物となる(1)、酢酸エチル(1)	2
	果実加工品	ステアリン酸マグネシウム(1)	1
	調味料	キノリンイエロー(1)、グリーンS(1)	1
フィリピン	清涼飲料水	シリコン樹脂(5)、酢酸トコフェロール(2)、二酸化硫黄(1)、製造基準不適合(殺菌条件)(1)、安息香酸ナトリウム(1)	9
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	カンタキサンチン(7)	7
	魚類加工品	ヨウ素化塩(3)	3
	菓子	ソルビン酸カリウム(2)	2
台湾	乳製品	ステアロイル乳酸ナトリウム(5)、ケイ酸アルミニウムカリウム(4)	9
	健康食品	ヒドロキシプロピルメチルセルロース(3)、合成タウリン(1)、ヒマワリレシチン(1)	5
	農産加工食品	ソルビン酸(1)	1
	清涼飲料水	製造基準不適合(1)	1
スペイン	果実加工品	ソルビン酸(2)、安息香酸(2)	4
	菓子	アゾルピン(2)、パテントブルー(1)、キノリンイエロー(1)	4
	食肉製品	成分規格不適合(2)	2
	調味料	イソブテン(1)	1
ベトナム	菓子	キノリンイエロー(2)、L-システイン塩酸塩(1)、ナイシン(1)、二酸化硫黄(1)	5
	めん類	黄色4号(3)	3
	スープ類	ヨウ素化塩(1)	1
	調味料	ソルビン酸(1)	1
	魚類加工品	安息香酸ナトリウム(1)	1
イギリス	菓子	合成レシチン(4)、ソルビン酸(1)	5
	添加物	キノリンイエロー(1)、パラオキシ安息香酸メチル(1)、パラオキシ安息香酸プロピル(1)、パテントブルー(1)	4
	果実加工品	安息香酸(1)	1
インドネシア	菓子	アセスルファムカリウム(6)、緑色205号(1)、ヨウ素化塩(1)	8
	即席めん類	TBHQ(1)、安息香酸ナトリウム(1)	1
ニュージーランド	清涼飲料水	製造基準不適合(3)、ソルビン酸カリウム(2)	5
	健康食品	製造基準不適合(放射線照射)(1)	1

生産国	品目	違反該当内容	件数※
	乳製品	製造基準不適合(1)	1
	冷凍食品	アルミケイ酸ナトリウム(1)	1
チリ	食肉製品	スペイン牛のコラーゲン使用(6)、BHT(1)	7
スリランカ	豆類加工品	アゾルビン(2)	2
	穀類加工品	ヨウ素化塩(1)	1
	野菜加工品	二酸化硫黄(1)	1
	調味料	安息香酸(1)	1
	食肉製品	処理等の同等性基準が未確認のため輸入不可(1)	1
ギリシャ	菓子	ソルビン酸カリウム(4)、ヨウ素化塩(2)	6
トルコ	菓子	ソルビン酸カリウム(3)	3
	調味料	安息香酸カリウム(1)、安息香酸ナトリウム(1)	2
	食肉製品	衛生証明書の記載不備(1)	1
アイスランド	健康食品	酢酸トコフェロール(3)、ステアリン酸マグネシウム(1)、炭酸カルシウム(1)、ヒドロキシプロピルメチルセルロース(1)	4
	メタノール	モリブデン酸ナトリウム(1)、亜鉛アミノ酸キレート(1)、ヨウ素化塩(1)	1
ミャンマー	菓子	イソバレアルデヒド(1)、レッド2G(1)、ブラウンTH(1)、グリーンS(1)	4
	健康食品	メタノール(1)	1
その他	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム(3)、アゾルビン(1)、製造基準不適合(1)、二酸化ケイ素(1)、サイクラミン酸ナトリウム(1)	7
	健康食品	アミノ酸キレートマンガン(1)、硫酸亜鉛(1)、二酸化硫黄(1)、酢酸トコフェロール(1)、合成酸化鉄(四三酸化鉄)(1)、メタノール(1)、ヒドロキシプロピルメチルセルロース(1)、セレン酸ナトリウム(1)、アミノ酸キレート亜鉛(1)	6
	魚類加工品	リン酸アルミニウム(2)、二酸化硫黄(1)	3
	添加物	イオン交換樹脂に該当しない(1)、未指定の食品添加物として取扱う(1)、ケイ酸アルミニウムカリウム(1)	3
	食肉製品	処理等の同等性基準が未確認のため輸入不可(3)	3
	冷凍食品	ヨウ素化塩(2)、ソルビン酸カリウム(1)、	3
	菓子	ステアリン酸マグネシウム(1)、ヨウ素化塩(1)、プロピオン酸ナトリウム(1)	2
	清涼飲料	キノリンイエロー(2)	2
	クレーミングパウダー	ステアロイル乳酸ナトリウム(1)	1
	調味料	ヨウ素化塩(1)	1
	魚卵加工品	ソルビン酸(1)、ヘキサメチレンテトラミン(1)	1
	氷菓	製造基準中不適合(殺菌条件)(1)	1
	果実加工品	ヨウ素化塩(1)	1
	メタノール	メタノール(1)	1
	ハーブティー	BHA(1)	1
	総計		

※件数は、品目別違反該当件数

表 14 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 18 年度)

生産国	品目	違反内容	件数
中国(21)	魚醤	サイクラミン酸	1
	フルーツゼリーぶどう	サイクラミン酸	1
	調味乾製品:いか	デヒドロ酢酸	2
	スナップエンドウ	フルシラゾール	1
	蒲焼き鰻(冷凍食品)	ロイコマラカイトグリーン	2
	きぬさや	メタラキシル	1
	しょうが	BHC	2
	乾燥きくらげ	フェンプロパトリン	1
	ままごと	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1
	かんぴょう	二酸化硫黄	1
	容器	鉛	7
	きぬさや	パクロボトラゾール	1
南アフリカ	グレープフルーツ	イマザリル	1
アルゼンチン	アンチョビー(フラットフィレ)	TBHQ	1
オーストリア	グミキャンディー	キノリンイエロー	1
タイ	果実酒	アゾルビン	1
ニュージーランド	レモン	フルシラゾール	1
ブラジル	とうもろこしの粉	アフラトキシン	1
フランス	ムスカデ(果実酒)	ソルビン酸	1
ベトナム	冷凍ほうれんそう	ペルメトリン	1
マレーシア	ショートニング	TBHQ	1
メキシコ	アボガドオイル	TBHQ	1
メキシコ	かぼちゃ	クロルピリホス	1
合計			32

(参考)実施結果中の主な用語説明

用語	説明
亜硝酸塩	添加物(発色剤)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イソプロチオラン	農薬(殺菌剤)
イマザリル	添加物(防かび剤)
インドキサカルブ	農薬(殺虫剤)
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	合成抗菌剤(ニューキノロン系)
オキシテトラサイクリン	抗生物質(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリン酸	合成抗菌剤(キノロン系)
クロラムフェニコール	抗生物質(クロラムフェニコール系)
クロルテトラサイクリン	抗生物質(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる中毒)
サイクラミン酸	指定外添加物(甘味料)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン	農薬(除草剤)
ジクロルボス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(殺菌剤)
シフルトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シプロフロキサシン	合成抗菌剤(ニューキノロン系)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(殺菌剤)
ストレプトマイシン	抗生物質(アミノグリコシド系)
スルファキノキサリン	合成抗菌剤(サルファ剤)
スルファジメトキシ	合成抗菌剤(サルファ剤)
セミカルバジド	合成抗菌剤ニトロフラン類ニトロフラゾンの代謝物
ソルビン酸	保存料
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCBという3種類物質群の総称
ダミノジッド	農薬(成長調整剤)

用語	説明
腸炎ビブリオ	病原微生物(海水中の常在菌でビブリオ属の一種、主に魚介類を汚染し、急性胃腸炎の原因となる菌)
テトラサイクリン	抗生物質(テトラサイクリン系抗生物質)
テブフェノジド	農薬(殺虫剤)
デルタメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
二酸化硫黄	酸化防止剤
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生される)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(殺菌剤)
フェニトロチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フルシラゾール	農薬(殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(殺菌剤)
プロモプロピレート	農薬(殺虫剤)
ヘキサフルムロン	農薬(殺虫剤)
ベルメトリン	農薬(殺虫剤)
ポリソルベート	指定外添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	合成抗菌剤(緑色の合成色素)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中の常在菌で、主に乳製品を汚染し、リステリア症を引き起こす)
AHD	合成抗菌剤ニトロフラン類ニトロフラントインの代謝物
AMOZ	合成抗菌剤ニトロフラン類フラルタドンの代謝物
AOZ	合成抗菌剤ニトロフラン類フラゾリドンの代謝物
BHC	農薬(有機塩素系殺虫剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
EPN	有機リン系農薬
TBHQ	指定外添加物(酸化防止剤)
2, 4-D	農薬(除草剤)